

令和5年度「地域居場所・サロンづくり支援事業」に係る助成の対象について（例）

東淀川区社会福祉協議会

◆ 助成の対象は概ね次に記載のとおり

（1）広報・啓発に関すること

- ・取組み活動の周知及び啓発などに必要な費用（周知・啓発用チラシ・ポスター・冊子作成費など）

（2）運営に関すること

- ・会場使用にかかる賃借料（家賃等の固定費は不可）
- ・事業の運営に必要なパソコンやプリンターなどの購入費（登録者名簿の管理、チラシの作成、事業管理に資することを目的とすること）

（3）居場所づくりに必要な備品・消耗品などの購入費

- ・机、椅子、パーテーション、電化製品（調理器具等）、保管庫などの備品
- ・事務用品、日用品、学習教材、食材、工作材料、食器などの消耗品
- ・装飾品、看板など雰囲気づくりのための物品

◆対象とならない助成及び留意点は次のとおり

（注1）上記の（1）～（3）の内容であっても、必ずしも助成の対象とはなりません。本会から内容確認の連絡をさせていただくことがあります。

（注2）電話代や家賃、人件費などの運営経費や自らの責任において負担すべき経費（スタッフの飲食代など）は対象としません。

（注3）月額料のようなランニングコストが発生する物品（コピー機やパソコンのリース料など）そのものについては対象としません。